

令和 6 年度成田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務等の調達を推進することを目的とする。

2. 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての部署に適用するものとする。

4. 調達の対象とする障がい者就労施設等

この調達方針により調達の対象とする障がい者就労施設等は次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所及び施設等

- ① 就労移行支援事業所
- ② 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- ③ 生活介護事業所
- ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行なうものに限る。）
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

- ① 障害者雇用促進法の特例子会社
- ② 次の全ての条件を満たす重度障がい者多数雇用事業所
 - ア. 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - イ. 障がい者の割合が従業員の 20%以上
 - ウ. 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ② 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行なう団体（在宅就業支援団体）

5. 調達の対象とする物品等

この方針により調達の対象とする物品及び役務等は次に掲げるもののほか、障がい者就労施設等が提供できるものとする。

(1) 物品

① 食料品・飲料品

パン類、麺類、菓子類、飲料、野菜、果物 等

② 衣類・雑貨

衣服（プリント、刺しゅう含む）、身の回り品、アクセサリ、木工品、織物工芸品 等

(2) 役務

① 印刷・製本

会議・研修会資料等の印刷・製本

② 清掃・リサイクル

屋内・屋外清掃、草刈り作業、資源回収・分別 等

③ 事務処理

書類仕分け、宛名等シール貼り、データ入力・集計、文書作成、表計算処理 等

④ 飲食店等の運営

レストラン・喫茶店の運営、飲食物移動販売 等

⑤ その他の役務

袋詰め、箱詰め、梱包、解体 等

6. 調達目標

令和 6 年度における調達の目標金額は次のとおりとする。

11,300,000円以上

7. 調達の推進方法

(1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努める。

(2) 障がい者福祉課は、障がい者就労支援施設等及び成田市地域自立支援協議会から当該施設等が提供できる物品及び役務等の新たな情報を得た場合は、この方針を適用する全ての部署に対して情報提供を行なう。

8. 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針は会計年度ごとに作成するものとし、作成した時は市ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績は翌年度 5 月末までに取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

9. 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、福祉部障がい者福祉課とする。